

認定臨床医の資格更新に関する申し合わせ

1 目的

本申し合わせは、認定臨床医の生涯教育及び資格更新に関する内規(以下、内規という。)第4条第3項に基づき、認定臨床医の資格更新に関する手続きについて定めるものである。

2 資格更新の時期

認定臨床医の資格更新は、毎年4月1日とする。

3 資格更新の審査

資格認定委員会は、認定臨床医が履修項目及び単位を履修しているか否かを審査する。

4 審査結果の通知

資格認定委員会は、前項の規定により資格更新が適格と判定した者については、認定臨床医資格更新決定通知書と併せて認定臨床医資格更新申請書を送付する。

5 資格更新の保留

- (1) 第3項の規定により所定の単位を取得していないため、不適格の判定を受けた者は、資格喪失の日の翌日から資格更新の期間を2年間保留することができる。
- (2) (1)の規定の適用を受ける者は、認定臨床医の資格を停止するものとする。ただし、生涯教育研修会等に参加し必要な単位を履修することができる。
- (3) 第3項の規定により不適格と判定した者は、保留とする。
- (4) 資格認定委員会は、保留辞退及び更新辞退を申請した者に対しては、原則、認定臨床医の登録を抹消するものとする。

6 保留期間を有する者の審査

- (1) 保留期間を有する者については、保留期間内又は保留期間経過後最初の4月1日に、第3項に規定する資格更新の審査を行う。
- (2) 資格更新が適格と判定した者については、第4項の規定を準用する。
- (3) 資格更新が不適格と判定した者については、認定臨床医資格喪失決定通知書を送付する。

7 資格更新の登録

- (1) 認定臨床医資格更新申請書の提出及び資格更新登録料が納付されたときは認

定臨床医の更新登録を行うものとする。

- (2) 70歳以上の更新適格者は、当該年度の(1)の手続き終了後、資格更新に関する一切の手続きを免除される。
- (3) 理事会によって、認定臨床医(終身)に推薦および承認された者は、(1)の資格更新に関する一切の手続きを免除される。
- (4) 認定臨床医の資格を更新登録された者には、認定臨床医更新認定証及び認定臨床医生涯教育研修記録証を交付する。

8 資格喪失に対する不服申立て

- (1) 第6項(3)の規定により認定臨床医資格喪失決定通知書を受領した者は、通知書を受領した日から理事長に対し3か月以内に認定臨床医資格喪失不服申立て書により不服を申し立てることができる。
- (2) 資格認定委員会は、(1)の規定により不服の申し立てがあったときは、改めて第3項に定める審査を行う。
- (3) 理事長は、資格認定委員会の審査結果に基づき、速やかに理由を付して通知するものとする。

9 資格更新の猶予

- (1) 資格更新の際、次の各号に定める事由により生涯教育研修が受講できなかった場合、内規第2条第1項に定める5年の期間に対して、それぞれの期間猶予することができる。
 - 1) 留学 : 留学期間の範囲内の期間
 - 2) 疾病・出産等 : 保険医としての業務を遂行できなかった期間の範囲内の期間
- (2) (1)の規定により更新の猶予を受けようとする者は、認定臨床医更新時期猶予申請書様式7に証明書類を添えて申請するものとする。
- (3) 猶予の期間に取得した単位は、取り消すものとする。
- (4) 期間は、年度(4月1日から翌年3月31日まで)を単位とする。

10 専門医資格を有した認定臨床医の資格更新の手続きの簡素化

- (1) 現行のリハビリテーション科専門医制度による資格更新開始に伴い、認定臨床医資格更新を希望する場合には専門医資格更新審査に併せて認定臨床医資格更新ができる。この場合専門医更新審査が適格であれば認定臨床医も同様に適格として更新を行う。
- (2) (1)の規定による認定臨床医の資格更新を希望しない場合には、専門医資格更新審査のみを行う。
- (3) 専門医資格更新時に専門医資格更新が保留あるいは失効となった場合については、認定臨床医の資格更新条件が満たされていれば認定臨床医のみ更新する。認定臨床医の資格更新条件が満たされていなければ、認定臨床医資格も保留ある

いは失効となる。また、保留されていた専門医資格が更新となった場合には、(1)の規定に従って改めて認定臨床医の資格更新を行う。

(4) 更新登録料については、専門医・認定臨床医資格同時更新の場合も、専門医資格単独更新あるいは認定臨床医資格単独更新の場合と同じとする。

11 資格更新等の承認

資格認定委員会は、第3項又は第6項の規定により資格更新が適格と判定された者、第5項(1)の規定により更新期間を保留する者、同項(4)により保留辞退する者及び第9項の資格更新の猶予を受ける者については、理事会の承認を得るものとする。

12 本申し合わせに関する書式は、別に定める。

附 則

本申し合わせは、

平成14年3月23日より施行し、平成14年4月1日から適用する。

平成14年7月27日より施行し、平成14年4月1日から適用する。

平成24年4月17日より施行し、平成25年4月1日から適用する。

(但し、本10項については、平成21年4月1日から施行されている。)

平成25年1月26日より施行し、平成25年4月1日から適用する。

平成30年1月27日より施行し、平成30年1月27日から適用する。